

令和7年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 共 通 編 》

資 料

下関市福祉部介護保険課

## 〔 目 次 〕

1. 自己点検表の作成について.....	1
2. 介護職員等処遇改善加算計画書及び実績報告書の提出等について.....	2
3. メールアドレスの登録について.....	4
4. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか?.....	7
5. 電子申請・届出システムについて.....	8
6. 介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について.....	10
7. 業務管理体制の整備及び確認検査等について.....	13
8. 介護保険施設等における防災対策について.....	18
9. 重要事項説明書等のウェブサイトへの掲載について.....	19
10. 協力医療機関に係る届出について.....	21
11. 介護保険制度の仕組みについて.....	25
12. 運営指導及び監査について.....	26
13. 介護保険制度における山口県の「中山間地域等」について.....	27
14. 常勤換算の計算はどのように行うのか?.....	28
15. 介護保険事故報告について.....	32
16. 事故報告の変更について.....	34
17. 運営規程の従業員の員数の変更に係る変更届について.....	41
18. 重要事項説明書の従業員の勤務体制の記載について.....	43
19. 「医行為ではないと考えられる行為」について.....	44
20. 最近の問い合わせから.....	53
21. 介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について.....	54
長寿支援課からのお知らせ.....	55
生活支援課からのお知らせ.....	57
建築指導課からのお知らせ.....	60
都市計画課からのお知らせ.....	62
窓口受付時間の変更について.....	65
介護労働安定センター事業案内.....	66
下関労働基準監督署からのお知らせ.....	78

## 1. 自己点検表の作成について

自己点検表については、点検項目ごとに内容を確認することにより、基準等の理解を深めるとともに自らチェックを行うことをその趣旨としております。

そのため、令和5年度より本市への提出を不要としておりますが、各事業所様におかれましては、趣旨に鑑み、下関市ホームページに掲載してあります該当サービスの様式をダウンロードにより、基準等のセルフチェックを確実に実施のうえ事業所内での保管をお願いいたします。

なお、市の運営指導の際には、事前資料としてご提出いただき、その「自己点検表」をもとに、介護保険事業の実施状況を確認いたします。

自己点検表の作成にあたり、特に指示がない場合は毎年7月1日時点での状況を、また加算等含む介護報酬の算定状況については、作成時点より直近おおむね1年間の状況について点検してください。

※新年度分については、掲載開始が決まりましたらお知らせいたしますので、掲載後は新様式をご利用ください。

### ● 様 式

令和7年度「自己点検表」

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→ しごと・事業者 → 介護サービス事業者

→ 加算手続き・各種申請様式 → 令和7年度「自己点検表」について

## 2. 介護職員等処遇改善加算計画書及び実績報告書の提出等について

### 1. 計画書の提出期限について

令和7年4月及び5月分の介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)を算定する場合は、令和8年4月15日(水)まで(注)に、介護保険課事業者係へ、必要書類の届出をお願いします(電子メール及び郵送も可)。

必要書類等につきましては、市ホームページ等によりお知らせする予定とされていますので随時ご確認ください。令和7年度に引き続いて加算を算定する場合であっても、改めて届出が必要となりますので、ご注意ください。

注：令和8年6月以降の処遇改善加算の申請については、通常どおり処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定です。

### 2. 令和8年度介護報酬改定に係る処遇改善加算の変更について

令和8年6月より加算区分及び対象サービスの拡充が行われる予定です。今後、厚生労働省より通知等が発出された場合には、随時ホームページやメールでお知らせ予定としていますので、対象事業所におかれましてはご確認をお願いいたします。

厚生労働省が作成をしている、処遇改善加算のホームページもありますので、ご参照ください。

厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

### 3. 実績報告書の提出期限について

令和7年度に処遇改善加算を算定した事業者の方は、どのような賃金改善を実施したか報告して頂く必要があります。

令和7年度分の実績報告書の提出期限については、厚生労働省より詳細が発出され次第、市ホームページに掲載予定です。

※例年7月末が締め切りとなっています。

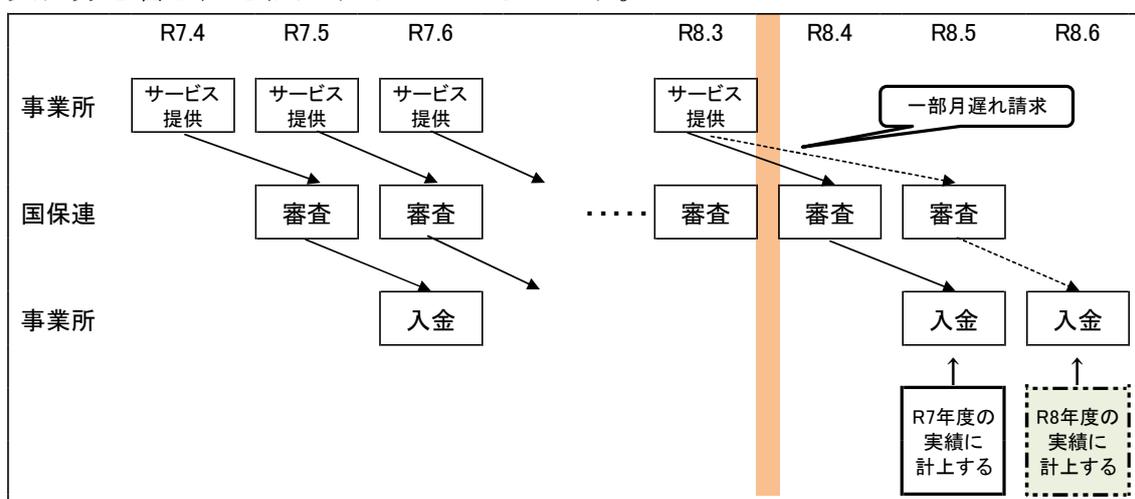
#### ◎注意◎

実績報告の提出がない場合や、実績報告における虚偽の記載、処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があります。必ず期限内に提出を行ってください。

#### 4. 月遅れ請求の取り扱いについて

実績報告書中、「本年度の加算の総額」には、令和7年4月～令和8年3月（2025.4～2026.3）サービス提供分までの加算総額（利用者負担分を含む）を記入します。※両区分支給限度基準額超過分に係る加算が発生した場合はその加算額も含む。

ただし、令和8年3月サービス提供分の月遅れ請求は含みません。つまり、国保連における令和7年5月～令和8年4月（2025.5～2026.4）審査分（令和7年6月～令和8年5月（2025.6～2026.5）入金分）までの加算総額（利用者負担分を含む）を記入することとなります。



なお、賃金改善額が加算総額を上回ることが加算の算定要件となっていますので、現時点で賃金改善額が加算総額を下回っている場合は、一時金等で早急に支給されるようお願いします。

#### 5. 処遇改善加算に係る問い合わせについて

処遇改善加算関係についてのご質問に関しては、下記へ連絡をお願いいたします。

●介護保険課 事業者係 介護職員等処遇改善担当者 Tel:083-231-1371

●長寿支援課 支援係 介護職員等処遇改善担当者 Tel:083-231-1340

※総合事業のサービスに係る処遇改善については、長寿支援課支援係へお問い合わせください。

### 3. メールアドレスの登録について

#### 1. 連絡用メールアドレスの登録について

各事業所の連絡用メールアドレスの登録については、災害発生時を想定した緊急連絡先等の情報整理に関する厚生労働省からの指導を受け、サービス種別を問わず市内全事業所に対し登録をお願いしたところです。

災害などの緊急非常時への備えはもとより、介護保険課からの情報提供や調査等実施する際の迅速な連絡手段として活用できるよう、引き続き整備を進めております。

連絡用メールアドレスの登録がまだお済みではない事業所については、以下様式にて速やかに届出を行うこととし、今後、電話番号、FAX番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、遅滞なく報告のうえ、常時連絡が可能な体制を整えてください。

連絡票様式は、市ホームページにおける各種届出の様式と同ページ内「その他の様式」よりダウンロードしてください。

年 月 日	
<b>電話番号・FAX番号・メールアドレス変更連絡票</b>	
下関市福祉部介護保険課事業者係 行 FAX番号 083-231-2743 E-mail アドレス kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	
	担当者 _____ 電 話 _____ F A X _____
	下記の介護保険サービス事業所等の連絡先が変更となりましたので、お知らせします。
<事業所名>	
<サービス種別>	
<事業所番号>	
電話番号	
F A X番号	
連絡用メールアドレス ⇒ (災害発生時の緊急連絡や集団指導の開催案内等、介護保険課からの通知や連絡用として使用します。)	
申請用メールアドレス ⇒ (届出等の申請時に使用します。) 連絡用メールアドレスと同じ場合は記載不要	
※ 複数の事業所等で、同じ電話番号、FAX番号、メールアドレスの場合は、事業所名、サービス種別、事業所番号の欄に該当する事業所名等をすべて記載してください。	

## 2. 申請用メールアドレスの登録について

令和3年（2021年）5月1日より指定申請書等について、介護保険課に申請用メールアドレスの登録を行ったメールからの申請を受け付けています。（審査手数料が必要なものを除く。）

利用にあたっては、下記登録方法等をご確認ください。

### 【申請用メールアドレスの登録方法】

#### ①送信先

介護保険課事業者係（アドレス [kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)）  
に申請用メールアドレスとして登録したいアドレスからメールを送信して  
ください。

#### ②送信する内容

①の送信の際には以下の内容を送信してください。

メール件名	メールアドレスの登録（新規）又は変更
メール本文	1.事業所名称（介護保険事業所番号 10桁） 2.サービス名称 3.担当者名 4.連絡先

#### ③確認

送信されたメールに対し、受信確認として介護保険課事業者係から3開庁日以内にメールを返信いたします。返信がない場合はお手数ですが、介護保険課事業者係まで電話にてお問い合わせください。

### 【申請の方法】

申請用メールアドレスから、介護保険課事業者係のアドレス（上記①）に、メール件名は「介護保険制度に係る質問票の送付について」等、内容がわかるようにし、必要な資料を添付ファイルにして送信してください。なお、その際のメール本文には上記②のメール本文と同内容を記載してください。また、受信確認は上記③と同様に行います。

### 【注意事項】

・メールの受付は、開庁日の8時30分から17時15分までです。開庁日以外に送信したメールの受付日は、翌日等（次の開庁日）になりますのでご注意ください。

- ・メールで受信できる容量は10MBまでです。容量を超える場合には複数回に分けて送信してください。
- ・メールアドレスは事業所として責任を持って対応できるメールアドレスをご登録ください。
- ・メールアドレスの登録は1事業所につき1アドレスとします。
- ・メールアドレスは事業所情報として登録しますので、変更が生じた場合にはお知らせください。

#### 4. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか？

介護保険制度に係る質問は、電子メール又はFAXにて受け付けています。

質問及び回答に対する責任の所在の明確化、また、口頭で質問回答を行うことによる内容の取り違いを避けるため、電話でのお問い合わせには原則お答えいたしません。

過去に口頭で質問回答を行い、その後、意味の取り違えや、「言った」「言わない」のトラブルになった事例もございますので、ご協力のほどよろしく願います。

##### ①様式

介護保険制度に係る質問票（下関市ホームページに掲載しています。）

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）

→ 分類でさがす

→ しごと・事業者

→ 介護保険サービス事業者

→ 加算手続き・各種申請様式

→ 介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（地域密着型サービス）

→ 3. その他の様式

##### ②提出先

下関市福祉部介護保険課事業者係

E-mail [kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

FAX 083-231-2743

##### ③注意事項

(1) 質問票1枚につき1件の質問に限ります。

(2) **関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えを記入し、提出してください。**

※「事業所の考え」が未記入の質問票が散見されます。質問内容の意図を把握するためにも事業所の考えは記入をしてください。

※「関係法令等」とは、介護保険法、介護保険法施行規則、下関市の条例及びその解説、費用の額の算定に関する基準及びその関係通知、介護報酬改定に関するQ&A等を指します。

(3) 回答には時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

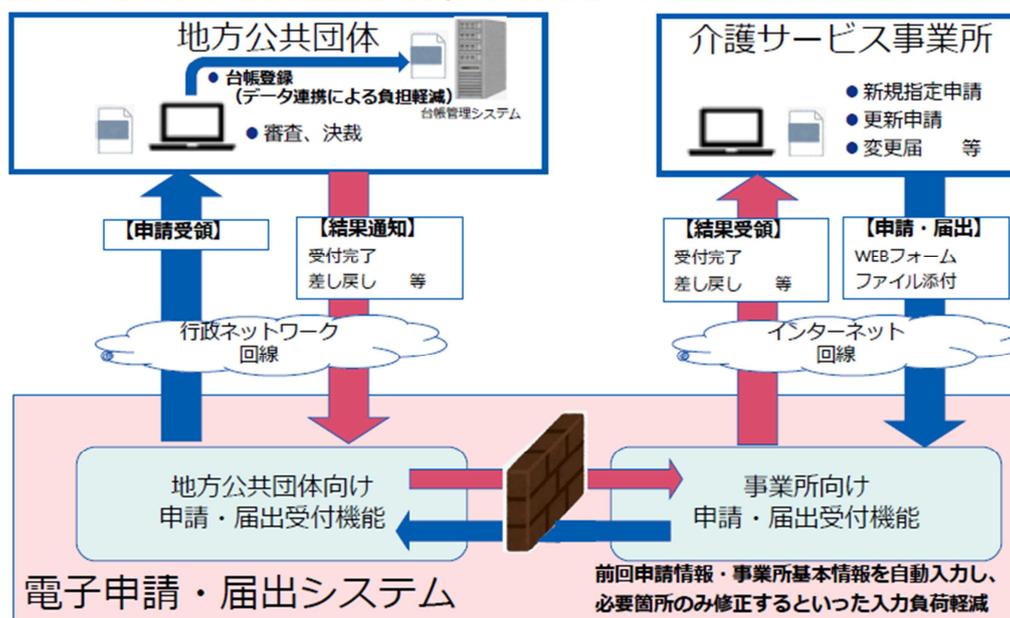
## 5. 電子申請・届出システムについて

令和5年3月31日に改正された介護保険法施行規則等により、自治体において令和7年度中までに電子申請・届出システムの導入が義務づけられました。

本市においては、令和7年（2025年）2月に一部届出を対象に導入をしておりましたが、令和8年4月より全ての申請等について、電子申請・届出システムでの届出が可能になります。詳細については、次頁以降をご確認ください。

なお、システムの利用には、「GビズID」（デジタル庁が運用する法人・個人事業主向けの共通認識システム）が必要になりますので、御留意ください。（システムの利用料はかかりません。）

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



(厚生労働省ホームページより転載)

### <利用のメリット>

- ・ 事業所番号に紐づく事業所情報が自動入力できるなど、入力負担の軽減が実現できます。
- ・ 申請届出状況（未受付、受付済、差戻しなど）の確認ができます。
- ・ サービスごとに市からの注意事項等を確認できます。

※現在以下のように手続を検討しています。

＜電子申請・届出システムで対象となる申請・申出・届出について＞

- 新規指定申請（令和8年4月1日より追加予定）
- 更新申請（令和8年4月1日より追加予定）
- 指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書
- 指定を不要とする旨の届出
- 介護保険事業の変更届出
- 再開届出
- 廃止・休止届
- 指定辞退届出
- 指定介護予防支援委託（変更）の届出書
- 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請
  - ※工事を伴う構造設備の変更（令和8年4月1日より追加予定）
- 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請
- 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請

上記の申請・申出・届出（以下、「申請等」という。）については、やむを得ない事情※により電子申請・届出システム（以下、「電子申請システム」という。）により届出を行うことができない場合を除き、原則電子申請システムにより提出をお願いいたします。

※やむを得ない事情：パソコン等の故障、電子申請システムや通信環境の障害、災害その他やむを得ない事情がある場合

＜手数料の支払がある申請等について＞

手数料の支払がある申請等については、これまで窓口申請書等を持参いただき納入通知書兼領収書（以下、「納付書」という。）を手交しておりましたが、今後は、申請書等が電子申請システムでの提出になるため、納付書の交付方法を含め取扱いを検討中です。

また、手数料の支払がある申請等について、納付の確認ができ次第審査をすることから、電子申請システムの受付を開始する令和8年4月より、申請等の期日についても変更する予定です。

詳細については、3月下旬を目処に市ホームページ及びメールにて再度お知らせ予定としていますので、随時ご確認お願いいたします。

## 6. 介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について

介護保険サービスの提供を事業所又は施設で行う場合、災害発生時等に利用者へ危害が及ぶおそれがあるため、下関市では平成24年4月の権限移譲以降、新規指定申請時、増築（改築）時及び移転時に、消防法、建築基準法に適合しているかどうか確認を行うよう指導し、確認に必要な書類の提出をお願いしております。

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、あわせて食品衛生法上必要な許可証の写し等の提出もお願いしておりますので、遺漏なきようよろしくお願いいたします。

### 1. 指導対象サービス事業

【居宅サービス】	【施設サービス】	【地域密着型サービス】
通所介護 通所リハビリテーション （※） 短期入所生活介護（※） 短期入所療養介護（みなし指定以外）（※） 特定施設入居者生活介護 （※）	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護（※） 小規模多機能型居宅介護（※） 認知症対応型共同生活介護（※） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護

（※）は介護予防サービスを含む。

### 2. 確認が必要な法令

#### （1）消防法

火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建築物の使用用途、面積により、消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務付けられております。新規指定申請時、増築（改築）時及び移転時に、下記のいずれかの書類をご提出ください。

※特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、必ず申請前に所管の消防署にご確認ください。

	必要書類	内容	備考
①	消防用設備等検査済証の写し	消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、消防用設備等について検査を受けたことを証明する「消防用設備等検査済証」の写し	
②	所管の消防署からの指導（又は協議）内容	①の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり、所管の消防署から指導を受けた内容（又は協議した内容）を記載した任意の様式	法人が作成して差し支えない

(2) 建築基準法

建築物の使用用途により、防火・避難関係の規定が異なります。介護保険サービス事業に使用する建築物が、建築基準関係規定に定める要件を備える建物であるかを建築士等に確認のうえ、新規指定申請時、増築（改築）時及び移転時に、下記のいずれかの書類をご提出ください。

※特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、必ず申請前に建築士等にご確認ください。

	必要書類	内容	備考
①	建築基準法の規定による確認済証の写し	建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり建築基準関係規定に適合するものであることについて確認を受けたことを証明する「確認済証」の写し	※必要に応じて「検査済証」の提出を求める場合があります。
②	一級建築士若しくは二級建築士による用途等の確認	①の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり、建築基準関係規定に適合するものであることについて一級建築士若しくは二級建築士により確認された、という内容の任意様式	法人若しくは左記建築士が作成して差支えない  ※山口県指定の事業所における改築（増築）又は更新申請時については作成努力義務とする

(3) 食品衛生法

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、食品衛生法に関する許可等が必要となる場合があります。許可の取得が必要な場合には、新規指定申請時、増築（改築）時、及び移転時に、許可証等の写しをご提出ください。

なお、食品衛生法等の一部改正に伴い、営業許可や届出制度が見直され、令和3年6月1日からは手続きの内容等が変更していますのでご注意ください。

※特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、調理場が食品衛生法関係規定に適合する必要がありますので、事前に下関市立下関保健所生活衛生課へお問い合わせください。

※各関係箇所へは必ず事前に電話等で照会（必要に応じて訪問の予約）を行ってください。

### 3. その他

都市計画法関係規定により、建築物の使用用途又は敷地面積によっては建築等の許可を受けられない場合があります。

今後新たに指定または移転を計画される事業者の皆様におかれましては、その場所にかかる制限を予め下記のホームページにてご確認のうえ、建築士等にご相談ください。

併せて、60ページ掲載の「建築指導課からのお知らせ」及び62ページ掲載の「都市計画課からのお知らせ」もご覧下さい。

- ・ 下関市都市計画情報システム

<https://www2.wagmap.jp/shimonoseki/Portal>

## 7. 業務管理体制の整備及び確認検査等について

介護保険法により、介護保険サービス事業者には、平成21年5月1日から法令遵守等の業務管理体制の整備\*が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。

※事業所ごとではなく、法人（事業者）がその従業者に法令を遵守させるための体制を整備するものです。

### 注目！！

令和3年4月1日より介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出先区分(所管行政機関)が一部変更となりました。これにより、指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則都道府県知事から中核市の長へ変更となりました。つまり…、

**運営する全ての事業所が下関市内のみに所在する事業者の所管行政機関は山口県から下関市へ変更となりました。**

業務管理体制は、事業者自らがそれぞれの組織形態や規模に見合った合理的な体制を整備するものです。単に法令に定める義務付けの内容を整備・届出することが目的ではなく、**事業者自らが法令遵守に取り組む体制を整備する仕組みを構築することが本来の趣旨**です。

法令遵守の実践の成否は、経営者や法令遵守責任者にかかっています。事業運営に責任のある経営者等が、法令等遵守に対する責任をしっかりと持ち、事業の適正な運営に取り組むことが重要です。

なお、業務管理体制についての理解を深めるために、厚生労働省のホームページも参考にしてください。

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kour\\_eisha/service/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/service/index.html)

## (1) 事業者が整備する業務管理体制

		法令遵守に係る監査
	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守マニュアルの整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数 20未満	20以上100未満	100以上

- ・「事業所等の数」＝介護保険サービス事業者が指定又は許可を受けている事業所又は施設の数  
(注1) 事業所の数には、介護予防サービス事業所も1事業所としてカウントします。みなし事業所(医療機関が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ))は除外します。  
 (注2) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

### 「法令遵守責任者」とは

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者のことです。

- ・介護保険サービス事業者(法人)で1名を選任してください。
- ・何らかの資格等を要するものではありません。

### 「法令遵守規程」とは

業務が法令に適合することを確保するための規程のことです。

- ・事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令を遵守させるための内容を盛り込む必要があります。

## (2) 業務管理体制に係る届出について

### ■届出先の行政機関について

区 分	届 出 先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
④ 全ての事業所等が1の中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

※本市が届出先となる事業者は④の運営する全ての事業所等が本市内(下関市)の区域に所在する事業者となります。

■届出内容及び届出方法について

**注目！！**

これまで、届出書を持参する等書面で提出いただいていたましたが、行政手続きの簡素化及び効率化の観点から厚生労働省において構築された「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下、「届出システム」という。)により、令和5年3月28日から、電子申請等による届出が可能となりました。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとにID やパスワードの取得が必要となりますので、届出システム内にあります「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル(事業者版)」の最新のものをご確認いただきご対応ください。

【業務管理体制の整備に関する届出システム】

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

なお、これまでどおり持参する等書面での届出を希望する場合は次のとおりとなります。

① 新たに届け出る場合

介護保険法による事業所等の指定を受けていない法人が初めて事業所等の指定を受けた場合には、必ず業務管理体制の整備に関する届出が必要となります。なお、届出先が本市となる事業者においては、本市ホームページに掲載の業務管理体制整備届(市様式第1号)にて届け出てください。

**未だ届け出をしていない事業者は、事業者が整備する業務管理体制及び届出先行政機関を確認の上、必要な手続きを行ってください。**

② 届出事項に変更があった場合

既に届出をしている事業者について、以下の届出事項に変更があった場合は、変更届(市様式第2号)の提出が必要です。

■届出が必要な変更事項

- ・事業者(法人)の名称の変更
- ・主たる事務所(本店)の所在地の変更
- ・代表者の氏名、住所、職名の変更
- ・法令遵守責任者の氏名の変更
- ・法令遵守規程の概要、業務遂行の状況の監査の方法の概要の変更(届出をしている事業者に限る。)
- ・事業所の数の変更(整備すべき業務管理体制が変更になる場合(20箇所を達する場合等)のみ)

### ③ 区分に変更があった場合

届出先行政機関が変更となった場合には、業務管理体制整備（区分変更）届（市様式第1号）を、**変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届けてください。**

【例1】運営する全ての事業所等が下関市内に所在していたが、新たに宇部市（県内他市）に事業所を開設した場合 ⇨届出先が下関市から山口県へ変更

【例2】下関市内と長門市内においてそれぞれ事業所を運営していたが、長門市内の事業所を全て廃止した場合 ⇨届出先が山口県から下関市へ変更

#### ■届出に必要な書類等の様式

⇨ 下関市に届け出る場合

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)  
→ しごと・事業者 → (介護保険サービス事業者) 加算手続き・各種申請様式  
→ 介護保険サービス事業の申請様式等について

⇨ 山口県に届け出る場合

かいごへるぶやまぐちトップページ (<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)  
→ 事業者の方へ → 指定等の手引き → 1 指定～事業所を開設するとき～  
→ 業務管理体制の整備及び届出

※行政手続きの簡素化等の観点からも、ぜひ届出システムによる届出をご利用ください。

### (3) 業務管理体制確認検査について

事業者自らの取り組み状況を届出先の行政機関が行う検査として、業務管理体制確認検査（一般検査・特別検査）があります。

昨年度に引き続き、今年度も本市が業務管理体制の届出機関となっている事業者を対象に確認検査（一般検査）を実施いたします。対象事業者には、あらかじめ書面にて通知いたしますので、ご協力をお願いいたします。

#### 【一般検査】

- ・届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的実施。
- ・調査票の提出による書面検査とする。
- ・書面検査で不備、不明瞭な場合は、従業者から運用状況の聞き取りを行う。
- ・状況に応じて改善報告書の提出を求める。

#### 【特別検査】

- ・指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施。
- ・事業所本部等への立ち入り、役職員との面談方式で運用実態を確認し、対象事業者の組織的関与の有無を検証する。

### 一般検査の実施について

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保等のため、本市において業務管理体制に係る一般検査を実施いたします。対象事業者には、あらかじめ書面にて通知いたしますので、ご協力をお願いいたします。検査対象となり、通知を受理した事業者につきましては、すみやかに関係書類のご提出をお願いいたします。

#### ① 検査の対象事業者

本市が業務管理体制の整備に関する届出先である事業者

注) 検査対象となる事業者（法人）に対しては、個別に通知を送付します。

#### ② 検査の実施方法

確認検査（一般検査）は、「業務管理体制確認検査（一般検査）調査票」の提出を求める、書面検査の方法により実施します。なお、届出に不備が認められた場合には、事業者本部等へ立入の上、検証させていただく場合もあります。

## 8. 介護保険施設等における防災対策について

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法により、河川洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内、津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市町村長に報告することが義務となっております。

つきましては、これまでの想定を超えた災害が発生し得るとの観点から、各事業所等におかれましては、以下の①から③を参考に適宜避難確保計画の見直しを行い、避難確保計画を作成・変更した際は、下関市への報告をお願いします。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市 HP トップページ→くらし・手続き→防災情報→計画・マニュアル

○「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成提出及び避難訓練実施の結果報告について」

☞避難確保計画の雛型や、避難確保計画作成(変更)報告書等が掲載されています

○「各種防災マップ」 注)河川洪水浸水想定区域が拡大されました

また、平常時から、風水害や地震・津波等の災害への対応準備や災害発生時を踏まえた業務運営体制の構築を行い、入所者・利用者や職員の安全確保に万全を期すようお願いします。

なお、厚生労働省からの通知に基づき、土砂災害のおそれのある箇所へ、事業所等の新設や移転を計画している事業者に対しては、土砂災害に対する安全を確保する観点から、事前相談があった際に計画の再検討を要請する場合がありますので、以下の④により、土砂災害警戒区域等の指定状況について、最新の情報を把握されますようお願いします。

①「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針・福祉・医療施設の防災対策について」  
(山口県厚政課ホームページ掲載)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17760.html>

②「福祉施設等の災害対策取組事例集」(山口県厚政課ホームページ掲載資料)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/40840.pdf>

③「災害教訓事例集」(山口県防災危機管理課ホームページ掲載)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12600.html>

④「防災・災害情報『防災やまぐち』」(山口県ホームページ・トップページ掲載)

[http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub\\_web/portal-top/](http://origin.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/)

## 9. 重要事項説明書等のウェブサイトへの掲載について

令和7年4月1日より、事業所の運営規程の概要等の重要事項（以下「重要事項説明書等」という。）について、原則、ウェブサイトへ掲載することが義務化されています。

従来の重要事項説明書等の事業所内への掲示等に加え、ウェブサイトへの掲載も必要になりました。

### 1. 重要事項説明書等の掲示

令和7年3月31日まで	事業所内に「書面掲示」
令和7年4月1日から	事業所内に「書面掲示」 ± 「ウェブサイトに掲載」

### 2. ウェブサイトへの掲載

掲載する場所は次のいずれかです。

- (1) 法人のホームページ等
- (2) 介護サービス情報公表システム

※過去、情報の公表を行ったことがない事業所は、システムにログインできないため、「介護サービス情報公表システム」での公表ができません。  
この場合は、(1) 法人のホームページ等により公表して下さい。  
(「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等参照)

### 3. 介護サービス情報公表システムへの掲載方法

- (1) 『介護サービス情報公表システム』にログイン
- (2) 手順3 事業所の特色 をクリック
- (3) 「●法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧」の「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）」 ファイルを選択 をクリックして、データをアップロード
- (4) 記入した内容をチェックして登録する をクリック

※操作方法の詳細については、『事業所向け操作マニュアル』等をご参照下

さい。

掲載イメージ

山口県

介護事業所・生活関連情報検索  
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

前のページに戻る | 検索画面に戻る | 全国版トップ > 山口県 > 介護事業所検索 > 事業所の特色

現在の検索条件 | 2025年10月01日09:30 公表 | 画面を印刷する | お気に入りに追加する

閲覧履歴

お気に入り事業所一覧 0件

事業所の概要 | **事業所の特色** | 事業所の詳細 | 運営状況 | その他

● 利用者の特色に関する自由記述

-

ケアの詳細（具体的な接し方等）

法令・通知等で「書面揭示」を求めている事項の一覧

● 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）

重要事項説明書.doc

このページの先頭へ

リンク・転載等について | ご利用上の注意 | お問い合わせ

厚生労働省 〒100-8916 東京都千代田区森が間1-2-2  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

## 10. 協力医療機関に係る届出について

令和6年度介護報酬改定により、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者へ届け出ることが義務づけられました。

### 【対象サービス】

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 介護老人福祉施設             | 6. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 |
| 2. 介護老人保健施設             | 7. 地域密着型特定施設入居者生活介護    |
| 3. 介護医療院                | 8. 養護老人ホーム             |
| 4. (介護予防) 特定施設入居者生活介護   | 9. 軽費老人ホーム             |
| 5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |                        |

### 【協力医療機関の要件】

#### 《1. 2. 3. 5. 8のサービス》

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※協力医療機関の確保については、令和8年度末まで経過措置期間が設けられていますが、可能な限り経過措置期間を待つことなく、連携体制を構築するよう努めてください。

#### 《4. 6. 7. 9のサービス》

- (1) 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

※協力医療機関を定めておかなければなりません。基準で定める要件を満たす協力医療機関の確保は努力義務となっています。

### 【届出について】

提出期限 毎年7月末

※全ての事業所において毎年届出が必要となります。

### 【届出様式】

1～4までのサービス 別紙1

5～9までのサービス 別紙3

※各様式内の「入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日」については、毎年更新してください。

協定書等に自動更新の条項がある場合でも1年に1回以上、対応等の確認をする必要があります。

なお、添付した協定書等協力内容が分かる書類等に変更がない場合は、次年度より添付は省略できます。

### 【届出方法】

・メール、郵送、持参 いずれも可

《1～7までのサービス》

介護保険課 事業者係

〒750-8521 下関市南部町1-1（市役所本庁舎西棟2階）

下関市福祉部介護保険課事業者係

E-mail kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

《8・9のサービス》

長寿支援課 施設係

〒750-8521 下関市南部町1-1（市役所本庁舎西棟2階）

下関市福祉部長寿支援課施設係

E-mail fkchojus@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

### 【留意事項】

・協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった際は、都度、変更届出書（介護老人保健施設及び介護医療院の場合は、開設許可事項変更申請書）と併せて提出してください。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

(別紙1)

協力医療機関に関する届出書

令和 年 月 日

各指定権者  
各許可権者 殿

届出者	フリガナ 名称			
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 ー )		
		(ビルの名称等)		
	連絡先 事業所番号	電話番号	FAX番号	
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 9 軽費老人ホーム		
	代表者の職・氏名	職名	氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 ー )		
協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	(事業所・施設種別4～8のみ) ③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	医療機関名	医療機関コード	
		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名
	上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
施設基準第1号、第2号及び第3号の場合(※5を満)	第1号から第3号の規定(※5)に当たり過去1年間に協議を行った医療機関数			
	協議をした医療機関との対応の取り決めが困難であった理由			
	第2号(過去1年間に協議を行っていない場合)医療機関と協議を行わなかった理由			
	届出後1年以内に協議を行う予定の医療機関	医療機関名(複数可)		
	(協議を行う予定の医療機関がない場合)基準を満たす協力医療機関を定めるための今後の具体的な計画(※6)	を想定	協議を行う予定時期	令和 年 月

関係書類 別添のとおり

- 備考 1 各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)を添付してください。  
 2 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームについては「施設基準(※1)第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。  
 3 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。
- (※1) 各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準は裏面を参照。  
 (※2) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。  
 (※3) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。  
 (※4) 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。  
 (※5) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームは第1号及び第2号  
 (※6) 「3か月以内に地域の在宅療養支援病院等をリストアップし協議先を検討する」など具体的な計画を記載

(各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準)

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 特定施設入居者生活介護          | : 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第191条第2項   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第127条第2項 |
| 認知症対応型共同生活介護         | : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条第2項 |
| 介護老人福祉施設             | : 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項      |
| 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第152条第1項 |
| 介護老人保健施設             | : 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項   |
| 介護医療院                | : 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第34条第1項      |
| 軽費老人ホーム              | : 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第2項            |
| 養護老人ホーム              | : 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第25条第1項            |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

(別紙3)

協力医療機関に関する届出書

令和 年 月 日

各指定権者  
各許可権者 殿

届出者	フリガナ 名称			
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 ー )		
		(ビルの名称等)		
	連絡先 事業所番号	電話番号	FAX番号	
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 9 軽費老人ホーム		
	代表者の職・氏名	職名	氏名	
代表者の住所	(郵便番号 ー )			
協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
	(事業所・施設種別4～8のみ) ③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	医療機関名	医療機関コード	
	入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
	上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
	医療機関名	医療機関コード		
	医療機関名	医療機関コード		
施設基準第1号、第2号及び第3号の場合(規定を満たす)	第1号から第3号の規定(※5)に当たり過去1年間に協議を行った医療機関数			
	協議をした医療機関との対応の取り決めが困難であった理由			
	(過去1年間に協議を行っていない場合)医療機関と協議を行わなかった理由			
	届出後1年以内に協議を行う予定の医療機関	医療機関名(複数可)		
	(協議を行う予定の医療機関がない場合)基準を満たす協力医療機関を定めるための今後の具体的な計画(※6)	を想定	令和 年 月	

- 備考 1 各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)を添付してください。  
 2 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームについては「施設基準(※1)第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。  
 3 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。

- (※1) 各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準は裏面を参照。  
 (※2) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。  
 (※3) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。  
 (※4) 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。  
 (※5) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームは第1号及び第2号  
 (※6) 「3か月以内に地域の在宅療養支援病院等をリストアップし協議先を検討する」など具体的な計画を記載

(各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準)

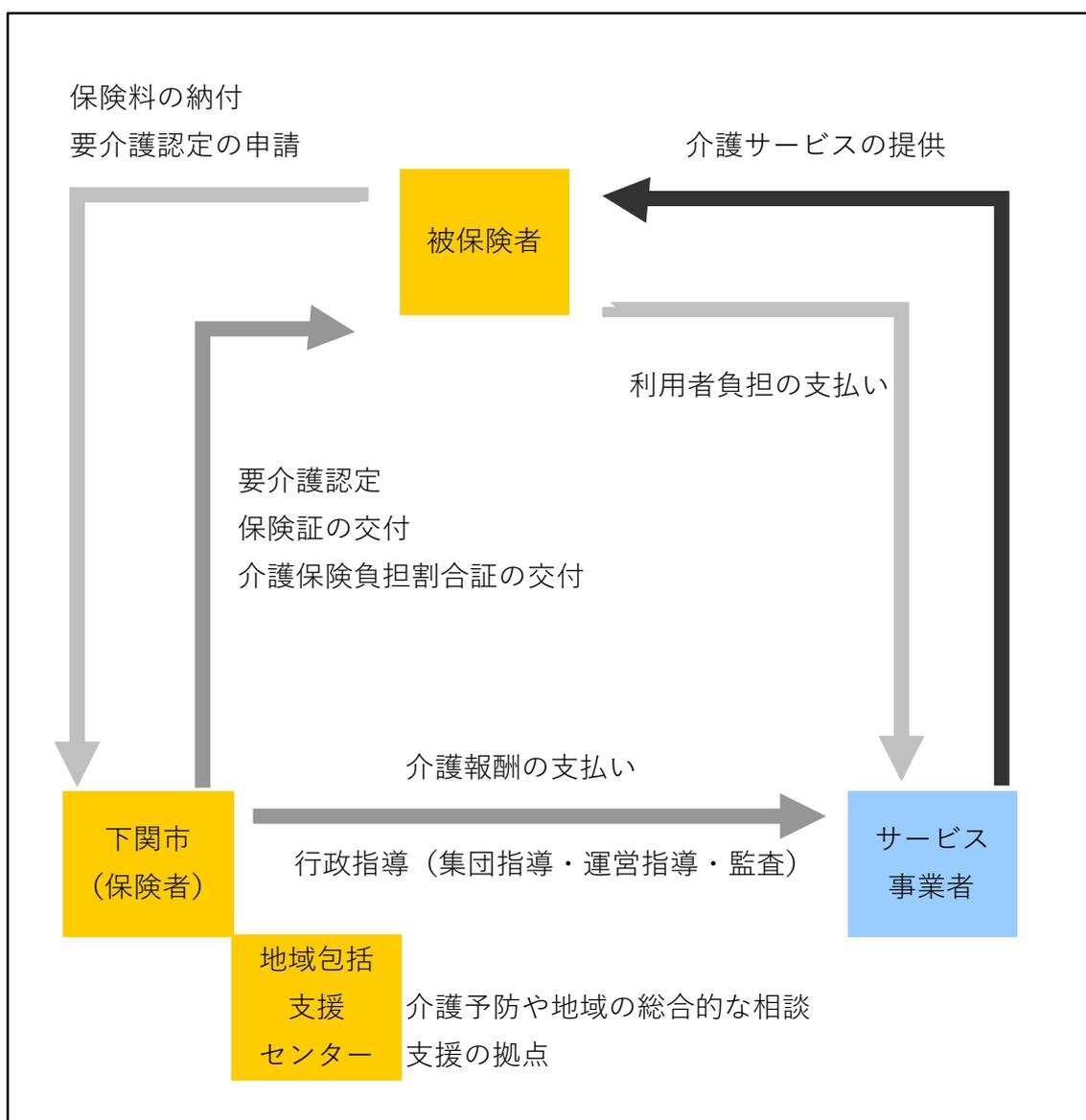
- |                      |  |
|----------------------|--|
| 特定施設入居者生活介護          | : 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第191条第2項   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第127条第2項 |
| 認知症対応型共同生活介護         | : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条第2項 |
| 介護老人福祉施設             | : 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項      |
| 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第152条第1項 |
| 介護老人保健施設             | : 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項   |
| 介護医療院                | : 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第34条第1項      |
| 軽費老人ホーム              | : 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第2項            |
| 養護老人ホーム              | : 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第25条第1項            |

## 1.1. 介護保険制度の仕組みについて

介護保険制度は、下関市が保険者となって運営しています。40歳以上の方は、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

持続可能な介護保険制度を構築し、利用者に対する適切な介護サービスを提供するためにも、介護給付の適正化を図ることは重要な課題となります。

介護給付費の適正化を図り、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。今後も、適切な介護サービス事業の運営をお願いいたします。



## 12. 運営指導及び監査について

介護保険が公的保険制度として介護保険料や税金により運営されていることを今一度認識され、適正な事業運営とサービスの質の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

### 1. 定義

監査（平成24年度まで実施していた営利法人監査を除く。以下同じ。）と運営指導とは、下表のとおりその性格が異なります。

《POINT》入所者（利用者）への虐待、重大な基準違反及び不正請求について、信ぴょう性のある情報を得た場合は、速やかに監査を実施し、事実確認を行います。また、監査実施の際には、事前通知を行わない場合があります。

運営指導と監査の違い

	運営指導	監査
実施目的	法令、通達等に定めるサービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項を周知徹底させるため。	指定基準違反や、不正又は著しく不当な介護報酬の請求が認められる又はその疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるため。
対象事業所	下関市内に所在する全ての介護保険サービス事業所より選定する。 ※定期的に全事業所を訪問。	指定基準違反や、不正又は著しく不当な介護報酬の請求が認められる又はその疑いがあると認められる事業所を対象とする。
事前通知	原則実施予定日の1箇月前までに日程調整を行った上で、文書により事前通知を行う。 ※高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、事前通知を行わず、現地にて手交する場合がある。	事前通知を行う場合と行わない場合*がある。 ※現地にて手交。ただし、運営指導中に運営指導を中止して監査に変更した場合ほか緊急を要する場合は通知を交付しない。
想定される行政処分等	行政指導として文書指導や口頭指導を行う場合がある。	行政指導のほか、指定取消しを含む行政処分を行う可能性がある。
報酬返還	請求誤りや解釈誤りによる不当利得について、過誤調整により自主返還を指導する場合がある。	不正請求による不当利得について、返還を請求すると共に、加算金（返還額の40%）を請求する可能性がある。
根拠法令	介護保険法第23条	介護保険法第76条ほか